

予算特別委員会記録

○開催日 令和6年3月8日 午前9時30分～午後2時37分

○場所 議場

○出席委員

8番 眞茅弘美 委員長	2番 下竹芳郎 副委員長
3番 辻本貴志 委員	4番 上迫正幸 委員
5番 水野正子 委員	6番 立石幸徳 委員
7番 豊留榮子 委員	9番 禰占通男 委員
10番 平田るり子 委員	11番 橋口洋一 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長 永野慶一郎

【議題】

議案第3号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）
議案第4号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第6号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第8号 令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第9号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第3号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第4号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第5号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第7号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第8号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第9号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

〔委員長に眞茅弘美委員、副委員長に下竹芳郎委員を選出〕

△議案第3号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）

○委員長（眞茅弘美） 本委員会に付託された案件は、令和5年度補正予算7件、令和6年度当初予算7件の計14件であります。

本日は、令和5年度補正予算7件について審査を行います。

まず、議案第3号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（笹原正二） 議案第3号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億2,465万5,000円を減額し、予算総額を163億7,760万円にしようとするもので、当初予算額より4.0%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、地域の魅力創出検討事業ほか10事業の追加によるものです。

地方債の補正は、農村地域防災減災事業の追加と、過疎対策事業ほか3事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所等LPガス支援事業補助、財政調整基金費、減債基金費、地方バス路線関係補助、地域の魅力創出検討事業、障害者自立支援給付費、市立病院負担金並びにふるさと応援寄附金の減額補正に伴うふるさと納税返礼事業及びふるさと応援基金積立金の減額などをお願いしております。

なお、今回の補正財源については、地方交付税2億7,873万7,000円、繰越金7,473万円、市税4,200万7,000円、環境性能割交付金ほか981万6,000円の増、寄附金6億9,270万9,000円、繰入金2億8,165万7,000円、県支出金7,572万3,000円、市債4,050万円、地方消費税交付金2,660万円、国庫支出金ほか1,275万6,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（眞茅弘美） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 説明資料5の地域の魅力創出検討事業について、業務報告書として業務委託の資料も出ていますけど、これは調査業務委託ということでもう決定しているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この地域の魅力創出検討事業については、民間資金等による活用導入可能性の調査業務を事業者へ委託して実施したいと考えております。

○9番（禰占通男） ですから、決定しているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 決定というのは何の決定ですか。事業を行うことの決定ということですか。決定の意味は。

○9番（禰占通男） 事業の内容がですか、それともこの株式会社m u s u h i に全部業務委託することの予算ですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 資料要求で出している業務報告書については、令和4年度に実施した地域の魅力創出事業の業務報告書として提出しており、今回の予算にある地域の魅力創出

検討事業と関係はありますが、別の委託事業になります。

○9番（禰占通男） 一応、これは資料では2023年2月9日となっていますよね。ほかの資料も出ていますが、枕崎市のホームページ、正式に入らない部分から入った部分に、この枕崎市地域の魅力創出事業支援事業業務委託公募プロポーザル実施結果についてがネット上に公開されていますよね。それもまた2022年6月27日にまた更新されております。

この後は分かりませんが、それによると、公募の要領等の公表・配布が令和4年5月16日になっております。そして、選定結果の通知・公表というのが令和4年6月27日になっております。ということは、もうここで大まかな部分は決定というか、委託業者がもうこういうことですよということでやって通知・公表されているということですよね。

我々は市長から、庁内の若手によるワークショップでいろいろ検討をしておりますという報告を受けています。ということは、もう結局若手でワークショップをやっている間にはもうこれが決まっていたということですよね。その点については、どのような経緯なんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） ホームページに残っているという地域の魅力創出事業支援業務は令和4年度に実施した事業であり、資料にある会社名とプロポーザルによって委託業務契約を行いました。その委託事業によって、市職員と市民によるワークショップをこの業者にしていたので、提出した実績報告書にその会社名が記載されているということになります。

今度の地域の魅力創出検討事業については、これから公募型プロポーザルを予定していますので、募集要領とかが決まりましたら、ホームページ等も活用しながら委託事業者の公募を行っていく考えです。

○9番（禰占通男） 若手でワークショップしたその点についてはどこに生かされるの。

○企画調整課参事（田代勝義） 資料の最後のページにまとめとして載っておりますが、その中で(1)から(5)というのが、ワークショップを5班に分けた中で出てきたアイデアを書いています。これらを踏まえたものがその下に1、2、3とありますが、これらを基本的な方向性として、今予算をお願いしてある地域の魅力創出検討事業につなげていきたいと考えているところです。

○9番（禰占通男） 市長からいろいろそれに関する質疑等で説明がありましたけど、もうそのときはもう結局この株式会社m u s u h i の案件というのはもう決まっていて、その中で進んでいって、そういうことが結局インターネットでも調べて分からなければ、知らせなくてもいいということだったんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 大変申し訳ありません。質疑をもう一度お願いできますか。

○9番（禰占通男） プロポーザルの委託する経費を消耗品費で見落とした我々も悪いんですけど、これを見てもう本当に驚きました。でしたら、市長が言うことを真に受けた我々は本当に知識も足りなかったんだろうなと思ってね、後悔していますよ。

○副市長（本田親行） ただいま枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託の業務報告書ということで資料を提出いたしております。この事業については、昨年度予算をお願いいたしまして、その際にも、職員が中心となったワークショップを開催して、火之神地域の活性化について検討を行っていくということを説明しております。議員からも御意見として、大いに夢を語ってくださいといったような御意見もいただいたところです。業務報告書にはワークショップの成果ということでまとめてございます。

今回の補正をお願いしてあるのは、市民のワークショップ等も含めて事業展開していきますが、何に活用するのかということについては、ワークショップで市民から出た意見、それから職員から出た意見、今後、市民からの意見等も吸い上げ、また民間事業者からの提案等も踏まえて、今後の基本構想であったり、基本計画であったりの作成に役立てていこうとするものでございます。

御質問の趣旨も分かりかねるところもございますが、この資料といたしましては、事業で職員がワークショップを開いたことによる、それをまとめたものの報告書ということで提出している

ところでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（平田るり子） 関連ですが、火之神地域に関しては、もう本当多くの市民の方から声をかけてもらっております。火之神地域を語る会など、とにかく公募型とかワークショップとかその前に、市民の方がどのように火之神キャンプ場、そして養豚場跡地を町につなげる、そこまで全部構想を話したいという声をたくさん聞くんですね。

やっぱり何かできたときに、市民は何かこう自分たちが置き去りにされているっていうのをよく言うので、これもう一回立ち返って、この火之神地区をどのようにしたいかっていう市民と語る会、こういったものを設けて、その中でこのワークショップの結果とかも今までされたことを市民の方にもお伝えして事業を進めていったらどうかなと思っております。

○企画調整課参事（田代勝義） 火之神の土地利用については、まずは市の活性化や人口減少対策など、そういったものの解決策の一つになるのではないかとということで、まずは市職員で検討しました。

今、委員もおっしゃるように、市民の意見というものも、現在、市長と語る会等でも意見を頂戴しているところです。

今後の民間委託等の調査費の中でも、市民アンケート、市民ワークショップの開催が計画されていますので、その中で市民からの要望や意見は吸い上げられていくものと考えています。

○6番（立石幸徳） 私も資料要求をいっぱいさせてもらって、今の始まりのやり取りを聞いていても、この事業の市民とか、いろんな業者とのネット上のいろんな動きっていうのはあるんでしょうけど、どうも議会とのやり取りが薄いんじゃないかと、そんな気がしてならないんですよ。今日はこの件で結構時間をいただいていろいろお尋ねをさせてもらいたいんですよ。

まず、初日本会議でも幾つか質疑をいたしました。初日本会議ですから回数の制限がございまして少ししか言えなかったんですけど、その初日の繰り返しになるかもしれませんが、正確な当局の考えを聞きたいので、重なるところもあるかもしれませんが、まず第1点は、今日出ている審査をする補正の中で990万円ぐらいの予算、これが全額国の補助、はっきり言えば国が全てこの予算を出すわけですね。それはなぜ国が事業費を全て持つということになっているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 国としても、公共施設等運営事業、いわゆるP P Pの中でもP F I 事業というものを推進していきたいという考えの下で、そのような全額補助になっていると考えています。

○6番（立石幸徳） 今、参事から言ったように、国自体も、国家財政の関係もあるわけです。これから後でも教えてほしいんですが、このいわゆる民間資金を活用・導入するためには、きちっと法律が定められているわけですね。私もその法律の写しを持っていますけど、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、平成11年にスタートしているわけですよ。

それで、国は何でこの法律をつくってやるかということを私も素人ながらさっと見ましたけれども、要するに、公共事業といえども民間の資金を導入しないと、国家の財政もおかしくなるというものが後ろにあると思うんです。

ただ、国家、そういう国の補助とか云々を本市に持ってくるに当たっては、当然、制約があるわけですよ。何でもかんでも自分たちの思ったとおりできるものじゃない。民間資金を導入するというのがちゃんと国にも意味があるということが伝わらないと、国もそういう補助といいたまいませんか、いろんな援助はしないわけですよ。

そこで、別件になりますけど、可能性調査に向けての枕崎市役所内の庁内合意というか、庁内の体制はできているんですか。企画調整課のところだけでやっているんですか、今。その辺の状況を教えてください。

○副市長（本田親行） 主管課については企画調整課になりますが、この事業につきましては、国の100%補助事業であり、デフレ完全脱却のための総合経済対策に係る国の補正予算に計上されまして、昨年の11月15日から12月26日の短い期間でしたけれども、国の100%補助事業ということで企画調整課がこの事業を民間等の専門的な意見も、開発に当たっては聞く機会がないかということで、企画調整課がこの事業を探してまいりました。

そのことについて申し込むかどうかということは、関係課、全庁的に集まって、市長を含めて意思決定を行い、短い期間でしたけれども応募して、採択要件もなかなか厳しい、応募団体も多い中ではございましたけれども、今回採択されて、補正予算にお願いしたというところでございます。

○6番（立石幸徳） 市民のいろんなその意見を聞く、利活用に当たってのいろんなアイデア、かれこれ聞く、そして5年度の場合は先ほど参事からも説明があったように、まとめも一応できているんですね。これは事業を進めていく中でどういう展開になるかは別にしても、いずれにしても、議会の議決が幾つか伴ってくる事業になっていくと思うんです。

どういうものができるかということにも影響しますけれども、公の施設を民間に委託するということであれば、それは当然、新しい条例もつくらんといかんでしょうし、その辺のことを含めて、初日本会議でも明確な答えが出なかったんですけど、PFI事業を実行していく場合には、その調査項目、ここには私は資料要求で調査項目を出してくれということで要求していたけど、その点は全然出ていないんです。ただ出ているのは今度の990万円ぐらいの予算の明細だけですよ。この調査業務を委託して、委託されたところは何を調査するんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この事業の主な調査としては、民間からの意見やアイデア、またPFI導入に関することを含めた指摘事項やリスク等について話を聞くサウンディング調査が主な調査項目になると思っています。

○6番（立石幸徳） 調査項目はたくさんあると思うんですけどね、私は、先ほど言った法にのっとって事業を進める中で、1番のエキス部分っていいでしょうか、肝腎なところは、民間資金を導入するというわけですから、本市が運営かれこれをやるよりも、民間にお願いしたほうがコストなりそういうものが評価できると、このことがはっきりと示されないといけないと思うんですよ。

それは具体的に言うと、その導入事業のコストという意味では、定量的な分析、定量分析、それからその金銭で評価できない場合は、いわゆる定性的っていうかサービスが上がるとかいう定量分析と定性分析っていうのは欠かせないものになってくると思うんですけどね。

初日にも言ったように、定量と定性の分析をするのに、具体的に何ができるのか、どういう事業をするのかというのをはっきりしないと、そういった評価・分析はできないんじゃないんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 委員からありましたとおり、このPFI事業を行うためには定性的評価、定量的評価を行う必要があるということは認識しています。

定性的評価は、数字で表せないものに対する評価ということになっていきますので、アンケートですとか、民間業者からPFIにした場合の意見や効果的なものを評価としていくものと考えています。

定量的評価は費用総額、従来の方法でやる場合とPFIでやる場合の差額による効果の出し方、いわゆるVFM（バリュー・フォー・マネー）というやり方が一般的であります、VFMは建物が実際どうなるか分からないと出せないわけですが、ある程度のものができれば、シミュレーション的VFMによる評価というのはできると思いますので、そこについても導入波及効果及び条件の検討という項目の中で評価していくものかと思っています。

○6番（立石幸徳） 思っているで済む話じゃないんじゃないですか。それは業者とその辺のし

っかりした打合せといいたいでしょうか、そういうものはどうなっているんですか。

私初日にも言ったように、いろいろこのPFIの事業、報道がされていますよ。今一番注目されているのが、鹿児島県では県体育館をPFIと。南薩で既にやったのが、もうすぐ開業をするごみ処理施設。

要するに言いたいのは、もうやるのがごみ処理施設あるいは体育施設とはっきりしているから、さっき言ったように、定量的評価、定性的評価もできるわけですよ。

本市の場合は、これから何をしようかと分からない中で、民間がやったらこれだけの経費になる、市がやればこれだけの経費になるというそういうのは出ないんじゃないですか。その辺は業者はどう言っているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この委託事業者については、公募型プロポーザルにより、選定委員会で事業者選定を行うわけですが、そのプレゼンの中で参加事業者からの提案や、優先交渉権者との今後の進め方の協議の中で、調査項目の中身も決まってくると考えています。

○6番（立石幸徳） 今、いろんなこれからのシナリオあるいはシミュレーションみたいなものを参事はイメージしていると思うんですけど、いずれにしてもこの調査した結果、これは議会には提出していただけるわけですか。先ほどの定量・定性分析も含めてですね。

○企画調整課参事（田代勝義） この委託業務では、事業報告書が提出されますので、その報告書については、議会にも提出したいと考えています。

○6番（立石幸徳） 当然だと思いますよ。だって、私も先ほど紹介したその法律をつぶさに見てもいみませんが、ただ民間資金を導入するということでこういう法律まで制定されているわけですから、明確に民間資金を導入することが、公、市でやるよりも、いろんな意味で有利、メリットがあるんだということがはっきり示されないと、単なるイメージ的にそのほうがいいのかもとこの話じゃないですからね。だから調査報告書を要求しているわけですよ。

これからのいろんなスケジュールも頂きましたけれども、そうしますと、この資料からいくと、実際工事に入る、予定されているものの測量設計工事は8年度からになるんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 今回の事業は民間活力可能性調査ですので、PFIが実施できるかできないかを調査しますので、PFIでできるとなった場合には、この令和8年度から測量・設計などに取り組めるのではないかと考えているところです。

○6番（立石幸徳） 6年度にある市民とのワークショップ、これはどういうことを考えておられるんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この事業を委託する事業者はまだ決まっていないので、事業者が決まりましたらスケジュール等を綿密に協議していきたいと考えています。

○11番（橋口洋一） 関連で私も火之神地区の件で質問します。

この火之神地区の業務委託、翌年度にまた引き続きプロポーザル等を行うという話になっていると思うんですけども、この調査委託ということで、現状、取得している火之神地区の広さがあります。先般、質問したときに、飛び地もありますと、飛び地の扱いついていうのも、今後考えていく場合がありますという答弁があったかと思います。

火之神地区の現在の取得した地域で物事を調査業務委託するのか、その後、また取得をする可能性もある土地も含めたところで調査業務委託をするべきなのか。やっぱりどれだけの地域を活用するというイメージの下、こういう業務委託というのはなされなければ、半分しか取得してないところの検討をしても、それはもう詮なきことかなと思うところがあります。

ですので、この委託のイメージをつくる際の取得範囲というのはどのように考えられているところでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） 基本的な考え方としては、今取得している面積で活用方法を考えていきたいと思っています。しかし、活用方法を検討する中で、もう少し土地が必要で、土地取得

する必要があるとなった場合には、当然、土地取得の必要性を十分検討してからですが、土地取得に向けた検討はされるものとは考えています。

○11番（橋口洋一） 片手落ちな感じを非常に受けるんですけれども、応募の期間も非常に迫っていたということで、急々に出されたものかなと思うところもあります。ですので、この業務委託、全体地域を踏まえたところを考えないと、スケジュールを作成しているんですけれども、もう取りあえず100%の国からもらった資金でやりましたとしかならないのではないかなというのを危惧しているところです。

実のあるものにしてもらいたいというのはもう非常に思っているところで、関心も高いというところはありますので、そこは今お話もありましたけども、また取得する可能性もあるということでしたが、この令和8年度から令和10年度に火之神地区整備と考えております。イメージとして出されておりますが、こちらは提言を受けたところで、また取得もする可能性があるというところを含めたところのイメージなんでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） このワークショップのことを言われているのでしょうか。——このワークショップについては、火之神地区の土地取得が始まったときに、この地域魅力の創出事業の中で行ったわけですが、ここに参加された方については、土地面積自体は考慮しない、建設資金についても考慮しないと。現場を見てもらってある程度広さは把握ができたかと思いますが、面積とか費用とかそういったものを考えずに、枕崎の活性化にとってどういう施設、どういうものがあれば目的を果たせるかというところで検討を行いましたので、取得した土地の具体的な活用策については、今回の委託事業の中で検討されていくものと考えています。

○6番（立石幸徳） 別な点で、説明資料の上からいきますと、減債基金費の金額が非常に一番今回の補正では大きいといいいましょうか2億6,000万円ぐらい補正するんですね。

この減債基金費については私も昨年の9月議会で、一応、いろんな新クリーンセンターいわゆるなんさつECOの杜の整備に伴う減債基金積立計画というのを昨年の9月議会ではお願いしまして、ここに手元に持ってきているんですけど。昨年9月の段階では、令和5年度は3億円の計画で、これは概算ですけども。それで、8年度までにずっと5年度が3億円、6年度が2億円、7年度が2億円、8年度が1億円と、全部で8億円を積み立てて9年度からの償還に対応したいと。

ところが今度、一挙に5年度におきまして2億6,000万円増額といいいましょうか、そして、今日財政課がいつも出す今後の見込みの資料でも、本年度末のこの減債基金残高8億9,900万円ぐらいになっているこの事情といいいましょうか、昨年9月では大体3億円を予想しとったものを年度末に来て、もう2億6,000万円も増やして、どっちみちこれ償還に回す財源ですので、早めにある意味で余裕を持って対応したいという気持ちは分かるんですけれども、今回2億6,000万円も上積みといいいましょうか、やられたのは何かその背景、状況、その辺をまず教えてください。

○財政課長（笹原正二） 今回の減債基金費の積立額の増について申し上げます。

9月補正におきまして令和4年度の剰余金から3億円の減債基金の積立てを行いました。その時点で、財政調整基金を積立て現金として今後まちづくり財源として持つのか、今後増大する公債費の財源とするため、減債基金に積むのかということで検討する中で、新クリーンセンターに係る借入れが多額になるということもございまして、計画的に積んでいくため9月補正で3億円の積立てを行ったところでございます。

今回、2億5,711万円さらに積立てを行うという予算になっておりますが、今回の積立ての原資といたしましては、現在、3月補正になりますので、様々な歳入歳出整理いたしておりますが、その中で、これまで留保財源としておりました繰越金を全額出しておりますし、地方交付税につきましても、交付決定を受けたもの全て予算化しております。

そして、歳出の中で執行減などが整理されまして、現時点での余剰財源というものが予算上出

てまいります。その中で、令和4年度については財政調整基金を主に充実させたという形の予算になっておりますけれども、今年度については、財政調整基金の取崩し額を約2億円減額することで、財政調整基金については前年度並みの残高を確保し、その上で、さらに残った財源については、減債基金に、先ほど申しあげました額をさらに追加するという形で考えております。

今回、減債基金を充実した理由については、これまで新クリーンセンターに係る今後の元利償還金に対する財源として備えるということでの計画を申し上げておりましたけれども、当初予算でもお願いしておりますが、岩戸にある千歳寮跡などについても、今後、解体を行い、さらに、内鍋清掃センターについても解体を行っていくということ、まだそこについては明確な金額は出ておりませんが、ということもございます。その解体事業については交付税措置のない地方債を活用せざるを得ないであろうと考えております。

このことから、減債基金の充実を今回図ったということでございます。

○6番（立石幸徳） そうしますと、要するに南薩地区衛生管理組合へのその負担金という形でのものが、本市が過疎債を適用できるものは適用するけど、今言われたように、現在の内鍋センターは過疎債適用にはならないだろうということで増やしたと。その必要額そのものはきちっと確定といいましょうか、押さえているんですか。償還が必要になってくるいわゆる必要額ですね。

○財政課長（竈原正二） 現内鍋清掃センターの解体事業については、まだ明確な数字としてはこちらには来ておりませんが、組合議会でおおよそ2億円程度手出しとしてかかるのではないかと話が出たということも聞いております。

さらに千歳寮跡については、来年度アスベスト調査を行い、それで事業費がかなり増減をしますが、最大で7,000万円程度かかる可能性もあるということもございますので、そこで単純に今申しあげた数字の合計額2億7,000万円に交付税措置のない地方債を充てることも考えられますので、その分を用意したという形になっています。

○6番（立石幸徳） 分かりました。

今、この本市の財政運営をめぐる中で一番大きな重しになっているのが新クリーンセンターなんさつECOの杜関係の負担金になっているわけですね。私も実は南薩地区衛生管理組合のいろんな負担金、構成市4つ、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市とあるんですけど、この4市でどういう負担をしていくのかということで、近年私自身も個人的に非常に気になっていたところがありましたので、先月2月15日の組合議会で、この負担金はどういう形で4市に配分といいましょうか、割り当てられるのかっていうのを、しっかりと組合執行部からお聞きしたいということで、組合議会でも一般質問をさせていただきました。

資料も、今日の予算特別委員会に南薩地区衛生管理組合規約を提出してもらっているんですけど、この第16条の2項に、第16条は大体、南薩地区衛生管理組合のいろんな経費をどういう形で支弁するか。その支弁方法を組合規約で定めているんですよ。この組合規約第16条の2項によると、各構成市の負担金の額は、組合議会の議決を経て管理者が定めるものとする、これが南薩地区衛生管理組合の規約なんです。

私が一番気になるのは、この組合議会の議決を経てと、支弁方法をこれまで議決した経験がないもんですから、組合議会の議決を経てとは、何の議案を議決するんですかと組合議会で聞きましたら、これは予算案のことです。いや予算を議決すれば、負担金の割合にはいろいろ均等割、人口割、実績割、搬入割いっぱいありますけど、予算を議決すれば割合も決まるんですという物言いですよ。それはおかしいんじゃないかと思ってまたいろいろ自分なりに調査をしましたところ、実にそんなことは、大変なことです。予算を決めたら、もう各構成市の負担割合も、方法も決定と。

組合規約第16条の経費の支弁方法はなぜこういう規約が必要かというと、地方自治法の第287条に、これ特別地方公共団体いわゆる一部事務組合をつくるときには、1番目から7番目まで7

個ありますけどね、経費の支弁方法は、組合で定めなさいとなっているわけですよ。その7番目を受けた規約ですよ。

地方自治法第287条で何を書いているかという、この支弁方法というのは負担割合なんですよ、割合。均等割を30%にするか、人口割を70%にするか。そんな負担割合を定めなさいと、自治法で、法律で決めてあるのに、本市が関係する南薩組合は、規約に負担割合は書いてないですよ。

それで、そこから、今話したのは前置きですけどね、ここ近年、枕崎市議会でも、この均等割30%っていうのはおかしいんじゃないかとか、これはもうちょっと割合を低くしてくれとか、市長答弁もいろいろ運営面のランニングコストに均等割なんかというのはなじみませんと、反対ですと。

建設をする場合の最初のイニシャルコストは、均等割というものがあっても、運営をするランニングコストに均等割なんかというのはおかしいんじゃないんですかと、枕崎市長もその組合の中で言っているんですか。

その辺は、我々は首長レベルの会には参加できませんのでね、ただ話だけ聞いているんだけど。その辺の事情と、それからいずれにしても、負担割合は、組合議会であろうと規約にうたうということであれば、各構成市議会、枕崎市議会でもこの南薩地区衛生管理組合規約は議決するようになっているんですよ。議決しないとこんな規約がひとり歩きはしませんよ。

私はこの件は、県の市町村課まで足を運びました。なぜかって、これは議会運営というか議会の基本たる本当の基本の「き」ですよ。議決もしないで執行部が勝手に負担金を取ったり、執行することができるはずがない。

以上、私の考えなりを言いましたけど、南薩地区衛生管理組合では組合負担金の件について、枕崎市長が言われていること、あるいは私が先般組合議会で質問したこと、そういうことについてどのように整理をされているのか。担当の方、あるいは最終的には副市長の見解をお尋ねしておきます。

○市民生活課参事（立石秀和） 負担割合の見直しについては、協議会で市長から見直しについてということで協議の申入れを行っているところです。

南薩地区衛生管理組合規約16条第2項については、現在、負担金の額は組合議会の議決を経て管理者が定めるものとするとしてされており、負担割合については、現在議会費及び総務費についてのみ定められております。

この規約については、平成19年4月1日に枕崎地区衛生管理組合、薩南衛生処理組合、旧川辺町が広域再編されまして、南薩地区衛生管理組合が発足した際に、各構成市町の議会の議決を経て、県知事の許可を受け、制定されたものとなっているところです。

今、委員がおっしゃられました経費の支弁方法について、議会費及び総務費外の負担割合についても規約に定めるべきであるとの考えは理解できますけれども、規約の改正については、各構成市との協議や各構成市の議会の議決が必要になります。

また、先ほども申しましたが、現在構成市の首長で構成される協議会におきまして、負担割合の均等割部分を人口割に見直すよう申入れを行っているところであり、協議が行われるようお願いしていきたいと考えているところです。

○副市長（本田親行） ただいま参事が答弁いたしましたとおり、議会費、総務費しか規約にも定められていないところでございます。6番委員がおっしゃることは、私どもも理解ができるところではございます。

また、新しくできるクリーンセンターの負担金の積算として均等割が用いられていることについては、市長も人口1人当たりの平等という考え方からはどうかということで協議会でも今後見直しに向けての協議をお願いしたいということで申し出ております。引き続き、負担割合の見直

しの協議を申入れていく形になろうかと考えております。

○6番（立石幸徳） 私はただ法律のあら探しをしてがちゃがちゃ言っているんじゃないんですよ。本市に多大なる不利益を与えるから物申しているつもりですよ。

先ほど参事から、各一部事務組合の規約は県が許可していますという説明ですね。だから私は県にも行ったんですよ。参事も御存じのように、地方自治法第286条ですよ。この規約に経費の支弁方法を定めなさいというのは287条ですよ。前条の286条で、この287条の1から7までのうち、1番目、4番目、7番目、この3つは県の許可じゃないんですよ。つまり、県に届出をするだけなんです。

これは何で私がこんなにも詳しいかというと、2月15日に組合議会で組合の副管理者が実際に間違った答弁をしたから、県の許可じゃないですよ。県も、許可じゃないから、支弁方法について、ああせいこうせい、許可しませんとは言えないわけです。県から明確に、この南薩地区衛生管理組合に申入れをしますと確約をいただいているんですけどね。

何で本市に多大なる不利益を与えるかというと、今度9月からスタートするなんさつE C Oの杜、20年間の契約された運営費は114億円ですよ。この114億円の30%を均等割ということになっているんですね。ほかにもいろいろくと大体40億円ぐらいは均等割ですよ。

40億円のうち、4つで割って均等割ですから、10億円を、本市はこれからごみ処理の運営に当たって負担をせんといかんわけですよ。

この割合がどうなるかというのは大きな影響といいましょうか、つながってきますよ。だから、これが始まる前にきちっと負担割合を、ただ執行部といいましょうか、首長レベルの申合せあるいはその覚書で全部決まったような、組合議会で議案も出さない割合の。ましてや規約にその割合を書くと。

隣の指宿広域市町村圏組合は全部書いているんですよ、割合は、規約で。南薩地区衛生管理組合は、今、先ほど参事が言ったように総務費と議会費ですよ。あと一番大きな負担金のし尿処理施設のアクアセンター万之瀬とか、今度始まるなんさつE C Oの杜、負担割合を議決はされておられません。はっきり申し上げます。

こういうことはいち早く、日本全国の地方行政の運営の中で、私は大きな大きな瑕疵あることだと思いますのでね、枕崎市議会ですからこれだけ大きい声で言えますけど、いい形になるように市当局あるいは議会も含めて対応してもらわんと、本当に財政上多大な影響を与えることに、いつまでも目をつむったたら大変なことになると思いますよ。

よろしくをお願いします。

○委員長（眞茅弘美） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○2番（下竹芳郎） 資料の26ページですが、先ほどの地域の魅力創出検討事業、これ国の補助の採択をもらって、有意義に進めて行ってもらいたと思います。この地域の魅力創出検討事業の977万円の上の関係人口創出業務の71万5,000円減の原因をお願いします。

○企画調整課長（日渡輝明） 移住交流推進支援事業ということで今回計画しました事業について、当初2回の事業実施を予定していたところですが、これにつきまして1回の実績にとどまったことにより、事業費の減額になっております。

今回、枕崎の産品、食、文化をPRし、市の認知度向上につなげるためのふるさと食体験事業を実施したところです。

○2番（下竹芳郎） その事業はどこで行ったんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） このふるさと食体験事業についてはオンラインで開催をしております。

まして、全国各地から参加をいただいて、事業を実施したところでございます。

○2番（下竹芳郎） オンラインでは、何人の方の視聴があったとか、つながったとかいうのは分かりますか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回の事業参加者は25名で、3回目の実施になりましたが、リピーターといえますか、複数回参加された方、新たにこの事業へ参加された方がおられたところでございます。

今回の事業は、黄金だしの取り方や、鰯船人めしの作り方について、オンラインにより実施したところでございます。

今回の企画は3回目の開催となりましたが、リピーター参加者も複数名いたことから、より枕崎の強いファンを獲得することができたと考えているところでございます。

企画の実施に当たっては、前回の企画を精査しまして、より具体的な切り口でコンテンツを届けられたと評価しており、初めて参加された方へ、精度の高い情報を、リピーターの方については、新規性のある情報が提供できたのではないかと考えているところです。

○2番（下竹芳郎） 1回事業ができなかった理由は何でしたか。

○企画調整課長（日渡輝明） 事業実施時期、あと講師の関係もございました。

また、企画調整係では、ふるさと納税業務の中間管理業務等を行っていた関係もありまして、計画した事業に取り組めない実情もあったところでございます。

○2番（下竹芳郎） こういう事業はこれからも実施するということによろしいですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今年度実施した事業とはまた違う形での移住交流施策を進めていくため、令和6年度当初予算にも計上しているところでございます。

○2番（下竹芳郎） 参加者は日本全国津々浦々からですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 手元に資料を持ち合わせていないので、どの県から何名ということはこの場でお答えすることはできませんが、オンライン開催ということで、全国各地から御参加をいただいております。

○2番（下竹芳郎） 少しでも多くの方に枕崎の発信をしてください。よろしくお願いします。

○9番（禰占通男） 末尾の先ほどの南薩地区衛生管理組合の5,800万円減額の内訳はどうなるんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 5,823万5,000円の内訳についてですが、まず議会費総務費負担金が54万8,000円の減額、枕崎共同斎場費負担金が201万5,000円の減額、内鍋清掃センター費負担金が1,961万9,000円の減額、新クリーンセンター施設整備事業費負担金が2,610万9,000円の減額、それから知覧最終処分場費負担金が182万8,000円の減額、アクアセンター万之瀬費負担金が811万6,000円の減額となっており、合わせて5,823万5,000円の減額となっております。

○9番（禰占通男） 9月から供用開始するということで、なんさつE C Oの杜の部分は含まれていないんですか、どうでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） なんさつE C Oの杜の分については、新クリーンセンター施設整備事業費の2,610万9,000円の減額分がなんさつE C Oの杜の建設に係る負担金の分になります。

○9番（禰占通男） それで物価値上がり等で追加という負担金が発生したんですけど、その工事費の増額が発生した分は幾らでしたっけ。

○市民生活課長（松田勇一） 変更前の金額が167億8,930万円、変更後については172億8,635万7,000円で、変更による増額は4億9,705万7,000円となっております。

○6番（立石幸徳） 休憩前にいろいろ負担割合も言ったんですけど、南薩地区衛生管理組合が、我々も組合議員でいろいろ申してあるんですけど、実にいいかげんな予算といいたまいますか、というのが、これは当初予算で言ってもいいんですけど、先ほど財政課長が触れた、これからの内

鍋清掃センターの解体費の負担を、内鍋清掃センター負担金ということで取り組むんですが、これは今構成4市、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市、この4市のうち日置市は関係ないわけですね、造るときには全然日置市は関係ないですから。それを覚書でも作ったところで、解体費は負担をしますとなっていて、去年はそういう形で取り組んで、今度の6年度予算にかかるので、ここで言うのもどうかと思うんですけど、今度の組合予算に日置市から負担金が入っているんですよ。

何で日置市は内鍋の解体には関係ないんじゃないのということで、組合議会に質問しました。そしたらこれは、内鍋清掃センターも川辺それから日置の全ての清掃センターを解体するための循環型社会形成交付金をもらうために、地域整備計画をつくらんといかんのだと。

計画をつくるのは負担金じゃないですよ。

それはもう総務費で4市全部、その全体に関わる地域整備計画になっているのに、それを内鍋清掃センターの解体費の負担金の費目に日置市を入れている。

そうすると、何を言いたいかというと、負担金ですから、これも自治法上からいくと、全部負担割合を書かんといかんですよ。

その辺の組合の予算編成の在り方、負担金の在り方、ここについては、我が市も強くいろいろ物申していただきたいと思います。要望しときます。

○9番（禰占通男） 物価値上がりで追加が一度あったんだけど、実際もう2度目の追加もありやしないかというぐらいの物価の値上がりでしたよね。こうしてまた、取りあえずは、予算内に収まって、余分が出たということで安心しているんですけど、先ほどありましたこの減額の部分で、私が今心配しているのは、南九州市にあります最終処分場ですよ。あそこは実際、何年までの供用が可能ですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 知覧最終処分場は、枕崎市、旧知覧町、旧坊津町の焼却灰等を埋め立てているんですが、あと40年程度はまだまだつんじらないかということで、組合からは聞いております。

○9番（禰占通男） 今も負担割合のことで日置市の話が出ましたが、日置市が入ったということで、知覧処分場の扱いはどのようになるんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 知覧最終処分場は、今言った枕崎市、旧知覧町、旧坊津町、それと南さつま市に、南さつまクリーンセンターがありまして、そこが坊津を除く南さつま市、それと旧川辺町地域の焼却灰等を埋め立てております。

日置市は単独で焼却灰の処理を行っていますので、引き続き9月以降も、日置市の焼却灰の最終処分は単独で行っていくことになっているところです。

○9番（禰占通男） 4市の分を処分場で焼くと。そしてその残渣が出ると。残渣は分配するっちゅうことですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 今、委員がおっしゃられましたように、ごみ量に応じて、それぞれ処分をしていくことになります。

○9番（禰占通男） 初めて分かりました。

それでもう一点ですよ。市長が3月の補正予算について、市立病院の個人情報訴訟の費用をお願いしたいと。言えば弁護士費用ですよ。この補正に掲載されているんですか。

○総務課長（山口太） ただいま9番委員からございました、弁護士費用の補正については、この定例会中に御提案申し上げる予定としております。

今回の補正には入っておりません。今後また提案させていただく予定としておりますということです。

○9番（禰占通男） 結局訴訟は決着したんでしょう。

○総務課長（山口太） 御報告したとおり訴訟が終了しましたので、訴訟終了に伴う弁護士費用

を今後、この定例会の中で、また補正予算をお願いする予定としております。

○5番（水野正子） 29ページの民生費ですけど、国民健康保険特別会計繰出金が一般財源から減っているのはどのような理由でしょうか。

○健康課長（西村祐一） 今回、一般会計の国民健康保険特別会計の繰出金が3,762万4,000円減額となっているんですが、国・県の保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、職員給与費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金、こちらはそれぞれ減額となっております。

また、産前産後保険料繰入金については、5年度に新規に創設された分で、こちらは増額となっているんですが、総額で3,762万4,000円減額となっております。

○12番（吉嶺周作） 説明資料14の産科・小児科医療体制確保支援事業とあるんですが、これが200万円増加で2倍近くなっているんですが、理由はこういったことでしょうか。

○健康課長（西村祐一） こちらの負担金については、県内各地域の産科医療体制の整備につながるように、鹿児島大学が実施しております、産科医療向上の研究や人材育成等の取組に対して、南薩3市で支援するものでございまして、負担することによって、県立薩南病院の今度産婦人科が創設されましたが、鹿児島大学から県立薩南病院に産婦人科医が3名派遣されることになっております。

こちらの負担金については、各市の県立薩南病院の産婦人科の利用率で出すようにしており、当初予算では、前年度までの3年間の県立薩南病院全体の枕崎市民の利用率7%で計上していたんですが、9月末までの産婦人科の利用率が本市は18.03%となりましたので、このように負担金が増加している状況でございます。

○12番（吉嶺周作） 枕崎の森産婦人科と薩南病院との連携はどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 妊娠後に森産婦人科にかかれた方については、分娩に関しては、県立薩南病院に紹介をされているようなことはお伺いしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 今出ている南薩3市のいわゆる負担率は、最初聞いた話では、負担割合も何か最初は均等割をお願いしたいみたいな話もあったかと記憶しているんですけど、実際、現在は負担をしている状況は均等割なんかないわけでしょ。確認しておきます。

○健康課長（西村祐一） 負担割合を検討する中で、構成市のあるところが、そういった均等割も提案したんですが、話し合いによって利用率だけとなっております。

○6番（立石幸徳） 当然だと思います。

○4番（上迫正幸） 説明資料18の食品産業の輸出向けHACCP等対応施設事業補助が7,500万円の減額になっていますが、理由を教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の7,500万円の減額については、国が進めております農林水産物・食品の輸出額の拡大を政府目標として、2025年に2兆円、2030年に5兆円ということで進めておりますが、この補助率が2分の1の事業でございます。

この事業を本市の水産物加工の事業者が、当初1億5,000万円の施設整備、そして補助7,500万円で計画をしてございましたが、昨今の諸般の事情によりまして、事業申請まで検討してございましたが、最終的には、事業者の事業計画の見直しということで、国への申請を見送ったところで

す。
県とも調整をして、その後も市内でこういったHACCP（ハサップ）対応の施設整備が複数件検討されている事案がありまして、最終的に、3月議会で全額減額ということで、減額補正をお願いしたところです。

○4番（上迫正幸） この方は、来年度も引き続きHACCP（ハサップ）に挑戦するということですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） この事業者におきましては、一応、工場の新設も含めた機器整備を予定していましたが、当面、来年度においても見合わせるということでした。来年度当初予算にも、同じ事業で大きな金額を予算計上しておりますが、これは別な事業者が、この事業に取り組みたいということで、県と調整をし、国にもこの枠をお願いしているところです。

○4番（上迫正幸） 今までHACCP（ハサップ）の事業に取り組んだ業者は何社ぐらいあるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 国の事業で取り組んだ実績については、令和2年から取り組んでおります。HACCP（ハサップ）の対応の認証工場は現在市内に16工場ございます。

そのうち、かつおぶし関係が9工場あります。

この国のHACCP（ハサップ）等の対応施設整備事業に取り組んだ件数については、たしか令和2年から取り組んでおりますが、7社7工場（15ページに訂正発言あり）が整備をしております。

国の食品産業の輸出向けのHACCP（ハサップ）等対応施設整備事業については、7事業者ということで申請をし、採択されて、補助事業として執行しております。

○4番（上迫正幸） ぜひ枕崎の水産加工品が世界に売れていくということで、これからも続けていってほしい事業だと思います。

○10番（平田るり子） HACCP（ハサップ）ですが、この対象とならないものを少し教えてください。HACCP（ハサップ）の対象とならない、含まれない事業……。

○水産商工課長（鮫島寿文） HACCP（ハサップ）について少し申し上げます。

これまでの議会でお答えしている部分と重複しますが、水産製造の事業者が、食中毒菌等の汚染要因、危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷までの全工程の中で、危害要因（ハザード）を除去し低減させるために、特に重要な工程を管理し、安全に食品を製造していく衛生管理の手法です。

これについては、先進国を中心に、近年、法律で義務化されております。

国においても食品衛生法の改正等がありまして、令和2年でしたでしょうか、改正がありまして、このHACCP（ハサップ）の基準に基づいた、食品の衛生管理が求められております。

そうしたことで、輸出する場合には、こういったHACCP（ハサップ）等に沿った衛生基準が輸出国の相手国、外国のそういった規制がありますので、それに対応する施設ということで、施設整備を図るものにおいて、建物の改修や機械の設備導入について、補助事業として取り組んでいるところであります。

それ以外に輸出しないとか、そういった部分については、そういう対象にならない部分もありますが、やはり輸出に限らずに食品衛生法の改正がございましたので、先ほど申し上げました、食中毒等の細菌の混入とか、また食品の製造中に金属片とかいろいろなものが混入しないように、また、昆虫等が入らない施設の衛生管理に努めていくのは重要なことであると考えております。

○10番（平田るり子） これは病院とか学校等も含まれますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申し上げましたが、農林水産物で食料品の製造ということですので、私どもとしては、学校とかそういったところは対象にはならないのではないかと考えております。

○3番（辻本貴志） 29ページの2、障害者福祉費の介護給付・訓練等給付費が増えているんですけど、実際の中身で、何のサービスが増えているのか教えていただきたいです。

○福祉課長（福永賢一） いわゆる介護訓練給付計画相談支援等いろいろあるわけですが、イメージとしましては、高齢者に対する介護サービス等の障害者を対象とするサービスということでいろいろなサービス種類があるんですが、まず、居宅介護、いわゆる居宅において、食事や排せつ、入浴等の介助するサービスについては、当初予算と比べまして見込みとして、169万5,000

円程度増える見込みとなりました。これは月平均の利用者数が3名程度増えている実態があるということになります。

それから、生活介護こちらは、通所等によりまして、同じような介護等をする部分になりますが、こちらでも月平均で6人程度増える見込みで、1,211万円程度こちらでも増える見込みとなっております。

そのほか、それぞれサービスが施設入所であったり、就労移行支援であったり、自立訓練であったり、それぞれ十何項目かサービス内容はあるんですが、それぞれ増える部分と減る部分もあったりするんですが、そういった年間見込額を出しまして、最終的に補正予算額をお願いすることになっております。

中身としては、利用者数の増加でありますとか、サービスの中での障害区分によっても給付費が変わりますので、障害区分の重い方が増えたりとか、そういった部分が理由となっております。

○水産商工課長（鮫島寿文） 4番委員から先ほどありましたHACCP（ハサップ）関係で、これまでの国のHACCP（ハサップ）対応施設整備事業に取り組んだ事業所ですが、7事業者と申し上げましたが、事業者数は変わらないんですが、令和2年度に4事業者、そして令和3年度に3事業者、そして令和4年度に1事業者、合計8事業者が申請をして採択されて、補助事業の執行がございましたが、合計すると8事業者ですが、令和2年の1社と令和4年の1社で同じ事業者が2回申請をして採択されております。

機械設備の導入で2回認められまして、事業者的には7事業者で変わりませんが、事業年度ごとにいきますと、合計で8事業者が申請した形になっておりますので、そういったことで訂正をお願いします。

○3番（辻本貴志） 介護給付の部分の増加ということで伺いました。

それに対してやっぱり高齢者が増えているというのが主な理由だと思うんですが、予防がすごく大事なと思うんです。その予防に行った取組とか、具体的にありましたら教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 一応このサービスの種類の中に、自立訓練、生活訓練という項目もございます。こちらは、当初予算と比べると290万円ぐらい減る見込みではあるんですが、そういった部分の利用状況も減っている部分もありますので、そういったところにも、利用が増えるような、そういった推進もしていく必要があるかと考えているところです。

○10番（平田るり子） 説明資料6のふるさと納税返礼事業の返礼品の返礼割合が2023年10月から変更になっていますが、本市に影響は出ていますでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、今年度のふるさと納税の寄附の状況からお答えをさせていただきます。

3月6日現在、速報値になりますので数字が動く可能性はございますが、現在11億6,420万6,500円となっております。2月末現在で令和4年度と比較しますと、74.1%の寄附の状況となっておりますのでございます。

昨年、総務省告示の基準の改正がございまして、10月の改正の中で、寄附の中でこれまで対象経費外であった、ワンストップ特例申請に係る事務、寄附金受領書等に関する事務等を全て含めた形で、返礼品の5割以内ということの基準が示されたところでございます。

この基準に対応するため、10月以降の寄附額について、見直しを行ったところでございます。

例えば、これまで1万円で寄附を受け付けていたものを1万3,000円という形で、返礼品のラインナップについて一律3,000円の寄附額の見直しを行ったところでございます。

○10番（平田るり子） 恐らく、これからいろんな改正があると思いますが、やっぱり、ふるさと納税返礼事業を伸ばしていかないことには、財政の中でふるさと納税は大きく占めておりますので、新規に返礼品協力事業者としてしたいという方で、この予算がないことに対して、こういった方たちをたくさん伸ばしていくための、ふるさと納税から投資をするような枠、ふるさと

納税を伸ばすためのそういう枠組みはできないものでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今10番委員がおっしゃられるように、このふるさと納税事業の充実を図っていくことにより、安定したまちづくり財源を確保していくというのは大変重要なことであると思っております、返礼品協力事業者の充実も、非常に大切であると考えております。

これから、返礼品協力事業者、また事業者で構成する連絡協議会、そのようなところとも十分に連携を図りながら、新たな返礼品の登録や、事業者へのサポートを含めて取り組んでいきたいと考えているところです。

○10番（平田るり子） 次に、説明資料17の農地中間管理事業の目的を教えてくださいませんか。

○農政課長（沖園信也） こちらについては、県の中間管理機構が行っている事業でございます。

地域の皆さんで話し合っまとまった農地を農地バンクに貸し付ける、そういった制度であります。

農地バンクに貸し付けた農地の割合に応じて、今回、協力金を得られることになりましたので、その地域に交付する予算分をお願いしているところでございます。

○10番（平田るり子） メリットはどこにあるんですかね。

○農政課長（沖園信也） 通常、個人や農業委員会を通して、農地の貸し借りをしているわけですが、それを個々でやる部分については何も補助はないんですが、地域において、まとまった農地を中間管理機構に預けることによって、事業の今後の進め方や賃貸借の契約が切れたときに、すぐ次借りたいという方の情報が、中間管理機構でそういった依頼があったときに、新たな農地を求めている方々が、すぐ農地を見つけやすくなると、それを県全体で取り組んでいるということです、そういった面では農家の方々が規模拡大や集積をしたい、そういったときの情報が1か所に一元管理されているところのメリットかと思います。

○10番（平田るり子） この農地事業で借りた農地というのは、何年間ぐらい借りられるのでしょうか。

○農政課長（沖園信也） この事業自体で貸し借りをするのは6年間ではございますが、中間管理機構に預け入れる分については、年数に制限はございません。

○10番（平田るり子） 手数料とかありますか。あとはこの事業を本市で利用しているものがありましたら教えてください。

○農政課長（沖園信也） この事業を行うに当たっての手数料そういったものは一切ございません。事業的なものとしては、この協力金をその地域で、金額を頂きますので、その金額は各地域でそれぞれ最初に取り組む前に、地権者であったり、耕作している方であったりとか、そういった方々への分配の方法を決めて、用途等は各地域でそれぞれ協議して、使われている形になっております。

○6番（立石幸徳） 歳入で1点だけ。

地方交付税が今度2億7,800万円ぐらい増に普通交付税になっているんですよ、この事情を教えてください。

○財政課長（笹原正二） 地方交付税の今回の増については、普通交付税の増になっております。

普通交付税については、令和5年度の当初予算におきまして、当初の推計では33億9,500万円と見込んだ上で、留保財源を7,000万円として、予算としては33億2,500万円計上しております。

令和5年7月28日に普通交付税の決定がなされまして、そのときに、当初予算額に対して2億1,441万8,000円の増という形で交付決定がなされております。

予算額に対して増加した理由については、当初予算については、財源不足が生じないように、比較的保守的に組んでおりますが、算定を申し上げますと、おおまかに基準財政需要額から基準

財政収入額を差し引いたものが、普通交付税として算定されるわけですが、基準財政収入額が5,700万円程度少なくなっていたこと。

そして、基準財政需要額におきましては、個別算定経費の中で4,800万円程度そして包括算定経費で1,200万円程度、全部合わせて7,500万円程度基準財政需要額が伸びたということが要因となりまして、それまでの留保財源も合わせまして2億1,441万8,000円、この時点で留保がなされたわけです。

これについては、定例会ごとに予算委員会の中で、今後見込みということで、財政課から資料を提出しておりますが、そこで、普通交付税の留保財源として示してございました。

さらに、令和5年度の交付税については、12月8日に再算定ということで追加交付がございました。

この追加交付については、国の補正予算におきます経済対策に伴う地方負担分及び地方公務員の給与改定の経費の一部を措置するために、基準財政需要額に臨時経済対策費を創設したと。

さらには、臨時財政対策債の償還の前倒しを図っていくために、令和6年度及び令和7年度における、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費、つまり今回の交付税によって、基金に積立てを行いまして、令和6年度、7年度の臨時財政対策債の償還に充ててもらいたいといったものが交付税措置されまして、本市におきまして、合わせて再算定によって6,431万9,000円増加したということでございます。

当初算定分の留保財源と、12月の再算定合わせまして、今回の補正で増となったということでございます。

○6番（立石幸徳） 今、10番委員からふるさと納税の話も出たんですけど、地方交付税とふるさと納税の関連で、国の財政審議会ですかね、正確な名称はあれですけど、結局ふるさと納税も交付税という位置づけで、いわゆる基準財政収入額に位置づけるべきじゃないかと。

そういう論議があつて、これはにわかには私は実現しないと思うんだけど、そういうものが出されてきていますよね。この動きはどうなっているんですかね。

○財政課長（笹原正二） 今6番委員からありました、ふるさと納税の一般財源化に係る分で、基準財政収入額に加えるべきであるという論議といいますが、財務省の諮問機関であります財政制度審議会の分科会の中で行われております。

ふるさと納税の額を、地方の一般財源として見るべきであるという論議になっているわけですが、なぜこのような論議になるかといいますと、ふるさと納税自体がない場合、地方税として地方財政計画の中、収入見込額として入っていくものでございます。

ただ、これがふるさと納税として、例えば、自分の応援したい自治体に寄附をすることで、住んでいる自治体の地方税が減少いたしますので、国全体からして見ると、地方税が寄附金に振り替わっていくということでございます。

一方で国は地方が必要となる一般財源については、同一水準を確保していくという、実質同一水準ルールを、骨太の方針の中で決定しております。

これは、例えば令和6年度については、令和5年度の一般財源の実質同水準を確保するということと示されておりますので、つまり、一般財源の総額は変わらないまま、地方税が減少するとすると、その分、国が見る分も増えていく形になってまいりますので、財務省としましては、ふるさと納税につきまして、一般財源として見るべきであるという提起がなされております。

ただ、先ほど6番委員からもありましてとおり、この取扱いについては、全国一律に地方税が、それぞれの団体で寄附金に振り替わっているものでもございませぬので、なかなか個人的には難しい面もあるとは思いますが、ただ、今財務省の審議会の中でそのような議論が行われており、その後の進展については現在のところ進んでいないと認識しております。

○6番（立石幸徳） 副市長に地方団体としては、今財政課長が言われた、この動きについて何

か対応するというか、そういうものが出ているんですか。どうなんですか。

○副市長（本田親行） ふるさと納税の状況によって、地方公共団体の捉え方は一律ではないと思いますが、具体的に市長会などでの国に対する要望とか、そういった動きは現在ないところでございます。

○9番（禰占通男） 額は小さいんですけど、19ページのこの不動産売払収入の不動産は、何ですか。

○財政課長（笹原正二） これについては、市が持っております、普通財産を民間の方等に売却したものの売払収入となっております。

○9番（禰占通男） その財産の内容は。

○財政課長（笹原正二） 今その内訳が手元にないので、申し訳ございません、ただいま持ってまいります。

○9番（禰占通男） もう一点、22ページの雑入の教育関係雑入で、日本スポーツ振興センター保護者負担とあるんですけど、これが減の1万7,000円になっているんですけど、この保護者の負担というのは、内容的にはどういうことですか。

○学校教育課長（森健一郎） 児童生徒が学校でいろんな事故等をした場合の保険として、日本スポーツ振興センターを利用しております。これが、保護者と国と自治体で分担して負担することになっております。

当初見込んでいたよりも児童数が減ったため、保護者から入ってくる分の負担金が減ったということになります。

○9番（禰占通男） 小中といたら義務教育ですよね。そしたら負担が生じないんじゃないですか、スポーツ保険であれ、学校内のカリキュラムによるスポーツになると、どうなんですか。

○学校教育課長（森健一郎） 教育に関するは無償であつたりしますが、例えば給食費であつたり、それ以外の教材費であつたり、そういったものについては、やはり負担するものも含まれておりますので、保険として負担をしてもらっております。

○10番（平田るり子） 31ページの予防費、この新型コロナウイルスワクチン接種、現在市では何名接種があるのかということと、あと、医療従事者の接種はまだ強制になっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 秋開始接種について、接種者数は2月16日現在、4,860人となっております。それと医療従事者の接種義務ということですが、こちらについては今年度になりましたら接種勧奨等もなくなっておりますので、そういった義務とかはないと考えております。

○財政課長（笹原正二） 先ほどの9番委員から質問がございました土地売払収入の内訳につきまして御説明いたしますが、市が持っておりました土地4筆を売却したものでございます。

現況地目は山林で、合わせて169.84平米となっておりますけれども、これについては、国道270号の道路整備にかかりまして、市が保有する財産の一部を売却したものでございます。

○9番（禰占通男） この里道についての売却はどうなっているんですか。単年度でもいいですけど。

○財政課長（笹原正二） 今年度につきまして、里道に関する売却というものはございません。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第3号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時9分 再開

△議案第4号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第4号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第4号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,860万円を追加し、予算総額を33億9,522万6,000円にしようとするもので、当初予算額より1.7%の増となります。

補正の内容は、今年度実績見込みに基づき、療養諸費については、一般被保険者療養給付費3,900万円の増額と、出産育児諸費については、出産育児一時金150万円の減額です。

繰出金については、直営診療施設勘定繰出金110万円の増額です。

以上の財源として、国民健康保険税3,657万6,000円及び県支出金3,964万8,000円の増額と、繰入金3,762万4,000円の減額で措置いたしました。

国民健康保険税については、税務課長から御説明いたします。

○税務課長（鮫島眞一） 私からは、国民健康保険税について申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

まず一般被保険者現年課税分は、当初予算3億8,384万7,000円に対し補正後4億2,285万8,000円で、10.2%、3,901万1,000円の増額となっています。

一般被保険者滞納繰越分は、当初予算817万4,000円に対し補正後573万9,000円で、29.8%、243万5,000円の減額となっています。

以上のことから、現年課税分、滞納繰越分を合計した一般被保険者分予算全体は、当初予算3億9,202万1,000円に対し、補正後予算を9.3%、3,657万6,000円増額の4億2,859万7,000円としました。

○健康課長（西村祐一） 以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 7ページから8ページにかけて、財源の内訳変更となっておりますが、こちら耳慣れない言葉でしたので、この年度末に行う意味を御説明いただきたいと思います。

○健康課長（西村祐一） 今の時期になぜ補正しているかということなんですけれども、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、同じく保険基盤安定繰入金の保険者支援分、そういった繰入金について確定したものですから、今の時期に財源内訳の変更ということで補正をお願いしているところでございます。

○6番（立石幸徳） これは午前中も一般会計の補正の関連で、他会計繰入金のとこですよ。今言った保険基盤の関係あるいは安定化支援事業、これがなぜ最終補正というか、補正がそれぞれ両方とも減額になってきたその事情をまず説明してください。

○健康課長（西村祐一） 保険基盤安定繰入金の保険税軽減分については、市町村国保の被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度でありまして、負担割合につい

ては、県が4分の3、市が4分の1となっております。

同じく保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、保険税軽減の対象となりました一般保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険税の負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度でありまして、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

現在、減少した理由については、保険税軽減分については、世帯数により算出して、保険者支援分は軽減世帯の被保険者数と1人当たりの平均保険税算定額により算定しております。

世帯数については、令和5年度が基準日である令和5年10月31日現在で、7割軽減世帯が1,294世帯、5割軽減が675世帯、2割軽減が540世帯、合計で2,509世帯ございます。全被保険者世帯数の3,522世帯に占める割合は71.2%となっております。

4年度については、7割軽減の世帯が1,326世帯、5割軽減が667世帯、2割軽減が526世帯、合計で2,519世帯、全被保険者世帯の3,581世帯に占める割合は70.3%となっております。

このように、7割軽減世帯が前年度と比較して32世帯減、5割軽減世帯は8世帯増、2割軽減世帯は14世帯増の合計で10世帯減となっておりますので、保険税軽減は減少しております。

当初予算では前年度の実績で計上している関係で、今年度については減少しているとなっております。

また、今度は保険者支援分なのですけれども、同じように減少しております。人数的に軽減世帯の被保険者数が保険者支援分では関係してくるんですけれども、5年度が7割軽減の世帯の人数が1,595人、5割軽減が1,159人、2割軽減が903人の合計で3,657人、全被保険者数5,226人に占める割合については、ちょうど70.0%となっております。

4年度については7割軽減世帯が1,685人、5割軽減が1,145人、2割軽減が888人、合計で3,718人となっております。全被保険者数5,424人に占める割合は68.6%となっております。

このように、7割軽減が90人減、5割軽減が14人増、2割軽減が15人増、これらの合計で61人減となっておりますので、1人当たりの平均保険税算定額というのをこの人数に掛けていくんですけれども、令和5年度が12万7,520円、4年度は12万7,025円と495円増加はしていますが、支援率の高い7割軽減の被保険者数が減少しているために、保険者支援分も減少しているという状況となっております。

○6番（立石幸徳） 財政安定化支援事業は、制度のというか、例えば病床数とか云々というかその中身の変更はなかったわけですかね。

○健康課長（西村祐一） 今、6番委員がおっしゃいましたとおり、財政安定化支援事業の算定額については、現在のところ、被保険者の応能割合保険税負担能力が特に不足していること、それと高齢者が特に多いこと、この2つの項目で算定されるようになっております。

これについては昨年度と変更はございません。

今度の算定におきましては、昨年度と比較いたしまして、繰入金ベースで被保険者の応能割合保険税負担能力が特に不足している項目で46万5,000円、高齢者が特に多いことの項目で6万4,000円減少しております。

これを合わせまして、財政安定化支援事業の繰入金も52万9,000円減少しているということになっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、今度5年度の最終補正という形ですよ。そうすると、5年度のこの国保財政の決算といえいいでしょうか、これはどうなると考えているのか、あと4月、5月の出納閉鎖の時期もあるんですけど、見通しとしては、5年度国保は実質的にどれぐらい赤字になるということになるんですか。

○健康課長（西村祐一） 5年度の赤字の見通しということで御質問がございましたが、予算書の6ページを御覧いただきたいんですけれども、現在のこの予算書上の見込まれる赤字というの

は、その目の7番目のその他一般会計繰入金9,232万2,000円となっております。

こちらについては、昨年度と同様、これから減少が見込まれるところなんですけれども、昨年度も3月議会で同様の質問がございまして、そのときは4,000万円ぐらいになるんじゃないかということだったんですけど、結果、決算では200万円弱の赤字となりましたので、なかなか見通すことが難しい部分がございます。

ただ、昨年度と比べて、国保財政にマイナスになる部分については、普通交付金と療養給付費については、県から支出される普通交付金で賄われるんですけれども、その精算が4年度と5年度と比較すれば1,000万円精算額が増えていること、3年度から4年度に繰り越した分、それ4年度から5年度に繰り越した額については、1,000万円減少しているということから、単純に考えればその2,000万円は増えるという感じはしております。

ただ、これについては、また別の見方もできまして、昨年度、見込んだその他一般会計繰入金200万円弱に減った要因を今年度当てはめて逆算すれば、そちらでは5,500万円ぐらいの赤字になるんじゃないかと思込まれるということで、なかなか想定が難しいところで、はっきりここで幾らの赤字になるというのは申し上げることができないところでございます。

○6番（立石幸徳） だからその医療費は、要するに不確定部分がたくさんありますのでね、見通しといっても、当たらないほうが多いわけですけどね。ただ、5年度に税率改定を一応予定していたわけですよ。しかし、もう税率を改定する必要はないということできずっと伸びてきているんですけども、施政方針で、7年度ぐらいに税率改定を考えているみたいな、間違えとったら教えてほしいんですけど、そういうのがありましたよね。

そうしますと、いずれにしても、税率を改定しなきゃならないという、するかしないかは一応置いておいても、そういう状況にはなっているとこういう理解でいいんですかね。これは当初で聞いても構わんですけれども。

○健康課長（西村祐一） 市長の施政方針の中では、国民健康保険税の税率改定については、今後の国保財政状況も俯瞰し、国民健康保険事業は継続的かつ安定的に運営されるよう令和7年度以降の税率改定に向けた検討を進めていきますと述べられたかと思うんですけれども、この意味については、5年度の決算状況を見まして、必要であるのであればその検討をまた来年度に向けて行うということになります。

ただし、8年度についてはもう御存じかと思うんですけれども、子ども・子育て支援分ということで新たな負担ができますので、8年度は確実に保険税の改定はしないといけないのかなという感じがします。

○6番（立石幸徳） 課長が言ったその何とか負担分というのは、正確に教えてください。

○健康課長（西村祐一） 保険税の中に、今、医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分があるんですけれども、それに加えてもう一つ、子ども・子育て支援分というものが8年度に増えます。

○6番（立石幸徳） その子ども・子育ての部分は今いろいろ報道もされていますけど、どれぐらいのものなんですか。

○健康課長（西村祐一） 今、報道等では言われているのは、被保険者1人当たり一月が500円程度増額になると国では説明がされているところです。

○6番（立石幸徳） 5年度の税率改定の予定が伸びたというのはある意味で国保財政運営が、一応思ったよりいい形で来ているというのがあって、先送りしたと思うんですよ。ただそれなんで、そういう思ったよりいい形になったかっていうと、私自身はコロナ禍で、あんまり療養給付費のほうはどうちかというのと抑えられていたんじゃないかと、今度はコロナが静かになったというか、そうするとまた医療費のほうが増えていくんじゃないかっていう気がしますよね。

だから、要はもうこれで質疑は終わりますけど、やはりこの国保運営は、本当に基本はやはり

みんなが元気で、あまり病院を医療費を使わないっていうのが運営の基本だと思うんですね。そういう健康づくりとかそういうのをやっぱり気を引き締めてやっていただきたいとお願いしておきます。

○副市長（本田親行） 税率改定の考え方については、施政方針の中で市長が述べております。おっしゃるように、令和4年度の決算においては赤字幅は小さかったわけですがけれども、令和5年度におきましても、現時点で予算でも大きな赤字を見込んでおります。

国保財政は安定的、また継続的に行っていく必要がございますので、5年度の決算状況も見つつ、また令和6年度も継続しながら、その状況を見極めて、税率の改定の必要がある場合には、7年度に向けた改定を6年度中にも検討してまいりたいと考えております。

○9番（禰占通男） 今、健康課長から言われましたように、子育て支援ですよ。今これからはっきりと決まるでしょうけど。

簡単に言ったら、子育てはいつときですよ。子供を出産して、社会人になる、長い人で22年間早くてですよ。そして、この保険料に上乗せというのは生きている間はずっとですよ。どう思いますか、今の政府が考えているやり方、なんか詐欺的なことがあるように思われても仕方がないんですけど。

○健康課長（西村祐一） 今、国で議論されていることについては、全世代対応型社会保障制度の構築ということで議論がなされていると思います。

そういった意味からすれば、今、報道等でなされている、子ども・子育て支援については致し方ないのかなと、私は個人的にはそのように考えております。

○9番（禰占通男） もう一つですよ、消費税の税率を上げる、結局、上げる分は社会保障費に使うという、これは当時の内閣府は断言したんだけど、それがうやむやになって、子育てが今大変大変だ、コロナでもいろんな給付金もろもろを配付して、その挙げ句にこういうことが出てきたんですよ。財源が不足しているか知らんけど。

実際、消費税プラス2%分、本当にこの社会保障費に使われているのかというと今度は何かクエスチョンマークがずっとついていくんですけどね、私のぼんくらの頭の中でもですよ。

そしたら、こうやって市長会なり議長会なりあるだろうけど、そうしたところの議論というか意見というのはどうなっているんですかね。

○財政課長（籠原正二） 今、9番委員からございました地方消費税交付金の社会保障財源化分ということで、これについては、社会保障施策に充てられるということで引き上げられた分でございますけれども、これについては、当初予算書及び決算書でも示してございますけれども、社会福祉、社会保険、保健衛生という分野で、それぞれの費目について予算措置または決算が出されているということで、これは予算書及び決算書の中で示しているものでございます。

本市については、地方消費税の社会保障財源化分については、来年度予算の話になりますけれども、2億7,110万円を歳入として見込みまして、それを、今申し上げました費目の中で、一般財源として活用していくというものを予算書の中でお示ししてございます。

○6番（立石幸徳） 当初でも聞いても何でもいいんですけど、そうすると国保の6年度当初の納付金算定ですね。

この中のさっき課長が言った3通りの医療分、後期分、介護分、この社会保険料分は子供の関係ですね。これは7年度から計上されるんですか。

○健康課長（西村祐一） 子ども・子育て支援分については、8年度からになります。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（眞茅弘美） 異議ありませんので、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第5号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○委員長（眞茅弘美） 次に、議案第5号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第5号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,666万3,000円を追加し、予算総額を4億0,969万2,000円にしようとするもので、当初予算額より5.1%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金については、令和5年度保険料納付金確定に伴う1,666万3,000円の増額です。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料1,666万3,000円の増額で措置いたしました。

後期高齢者医療保険料については、税務課長から御説明いたします。

○税務課長（鮫島眞一） 私からは、後期高齢者医療保険料について申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

初めに現年度分は、当初予算2億6,131万2,000円に対し補正後2億7,813万1,000円で、6.4%、1,681万9,000円の増額となっています。

次に過年度分は、当初予算47万6,000円に対し補正後32万円で、32.8%、15万6,000円の減額となっています。

以上のことから、現年度分、過年度分を合計した後期高齢者医療保険料予算全体は、当初予算2億6,178万8,000円に対し、補正後予算を6.4%、1,666万3,000円増額の2億7,845万1,000円としました。

○健康課長（西村祐一） 以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） これも今度の場合は広域連合への納付金、連合会から本市にこういう追加納付っていうか、1,600万円ぐらい、この中身はどういうことでできているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 今回の補正については、ただいま委員から御指摘がありましたとおり、令和5年度の収納見込みが県の後期高齢者広域連合から示されたことに基づきまして補正を行っております。

今回増額となった理由については、令和4年度と比較いたしまして、後期高齢者医療保険の被保険者が増加していることが要因であると考えております。

4年度の年間被保険者数は4,271人でございましたが、5年度は4,380人と109人増加している状況でございます。

○6番（立石幸徳） 正確に聞きたいんですけど、課長が考えているというんですけど、連合会からきちっと、こういうことだからと理由なり事情を示して、その追加を幾ら納めろとそういう通知書みたいなのがあるんですか。それとも、今、多分こういう事情じゃないかということで、課長は説明されているんですか、どちらなんですか。

○健康課長（西村祐一） こちらについては、広域連合から通知がございます。それで県内の各

市町村のそれぞれの納付額についても示されるところでございます。

○6番（立石幸徳） その通知書の中に、さっき言ったいわゆる対象者数の増減というかそういうのをきちっと示しているわけですね。

○健康課長（西村祐一） その通知自体には、そういった増減の理由については明確には示していないところなんですけれども、後期高齢者医療の担当国会議がございまして、その中でこの増額になった理由とかそういったことは示されております。この間、私もウェブ会議に参加させていただいたんですけれども、その中では令和6年、7年については1人当たりの保険料もまた改定がございまして、その詳細について説明を受けているところでございます。

○9番（禰占通男） もう一回この説明をお願いしたいんですけど、この普通徴収保険料の対象者というのは、何名ほどになるんですか、この4ページの歳入の部分で。

○税務課長（鮫島眞一） 現在、資料を持っておりませんので、確認をさせていただければと思います。

○9番（禰占通男） この保険料に対して、後期高齢、特別徴収と普通徴収だから、年金で引き落とされる方はいいんですけど、普通徴収の場合、たしかもう18万円以下とかなんとかになっていると思うんですけど、今はやりの振り込み詐欺の原因になっているっていうこともメディアとかではこうなっているんですけど、どうなんですかね、これ。

お金を役所がくれるというのはほとんどないんですけど、コロナではありました。ただこういふことで、振り込み詐欺の苦情が結構出ているという話なんですけど、うちとしてはどうなんでしょう、こういう税務署なり、ほかの係のところとかそういうのはないんですかね。

○税務課長（鮫島眞一） 税務課に関しましては、特殊詐欺と申しますか、振り込み詐欺の関係で、問合せ等は税務課で把握している分は近々ではございません。

最初お話された普通徴収の関係ですけれども、特別徴収については、まず介護保険料を第1番として、年金から天引きを行い、次に後期高齢者医療保険料を引いていくという順番がございまして。

先ほどおっしゃいました年金の金額だったり、その2分の1以内だったりという条件があります。その条件に合わない方等については、特別徴収をすることができませんので、普通徴収で納めていただくという仕組みになっています。

○9番（禰占通男） 国保なり税の通知が来ます。それで年齢的に対象者になるとそれなりに通知が行ったりすると思うんですけど、その市民の理解度ですよね。

今度、枕崎市の冊子が送られてきましたけど、あれも目を通して、私もなかなか最後まで目には行かないんですけど、ああいうのであそこ載っていると思うんですけど、そういった啓発っていうか周知ですよ。そこはちゃんと詐欺に遭わないようによろしく取り組んでいただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 要望なんですけどね。国保にしろ、後期高齢にしろ、次の介護にしろ、実にこの制度改正というのは、目まぐるしいと言えいいんですかね。もちろん保険料もそうなんですけど、今度は利用料をいや1割の2割の、高額所得は3割のとか、今度はそれも決まったのか決まらんのか。とにかく、はっきり言ってちんぷんかんぷんなんですよ。

だから、できるだけ分かりやすく、決定していないことは行政はいろいろお知らせはできないわけなんですけど、要望の一番の部分は、これまでの経過を書いてほしいですよ。そうしないと、今どの保険料になっていて、利用料が幾らになっているかというのが非常に分かりにくいんですよ。これは研究しとってください。お願いします。

○税務課長（鮫島眞一） 先ほど、回答を保留しておりました後期高齢者医療保険料の普通徴収の方の人数につきまして、回答いたします。

全体が4,446名のうち、普通徴収の方は487名、本算定時の人数になりますが、そういう人数

になっております。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時53分 再開

△議案第6号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第6号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第6号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ610万円を減額し、予算総額を32億7,218万3,000円にしようとするもので、当初予算額に対し約9.3%の伸びとなります。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金610万円、地域密着型介護サービス給付費395万円及び介護給付費準備基金積立金63万8,000円の減額と、介護予防サービス給付費200万円、介護予防サービス計画給付費45万円、高額介護サービス費150万円、及び償還金63万8,000円の増額であります。

以上の財源として、繰入金610万円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

ありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後1時57分 再開

△議案第7号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第7号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（平塚孝三） 議案第7号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

業務予定量を、第2条にありますとおり、年間患者数を入院で732人増加の1万7,568人、外来で821人減少の1万2,800人、1日平均患者数を入院で48人、外来で50人に補正しました。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益、その他医業収益及び一般会計からの負担金の増並びに外来収益の減に伴い医業収益を3,016万9,000円追加するほか、一般会計からの負担金及び新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金の増などに伴い、医業外収益を3,704万2,000円追加し、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い、医業外費用を14万2,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億9,556万円に対し、総費用7億7,621万6,000円となり、差引き8,065万6,000円の純損失となる見込みです。

資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の繰入金、一般会計から負担金及び台風被害に係る災害共済金の増に伴い、収入を1,756万1,000円追加し、補正後の収支は、収入1,756万1,000円に対し、支出が4,359万3,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額2,603万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 入院が増えてきたというのは何か事情があるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） これまで2年度、3年度、4年度、5年度と新型コロナウイルスの入院の病床確保ということで空床にしておかないといけない部分がありました。令和5年10月から確保病床もなくなりまして、その分、入院患者の稼働ができるということで、入院も増えているところです。

○6番（立石幸徳） 詳細に言うと、どんぐらい病床数をコロナのために確保をしとって、それが解除というか、収束後に10月から一般患者を入院させたということなんだろうと思うんですけど、計数的にはその辺を正確に教えてください。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和2年度からの状況について申し上げます。

病床確保、結果的にコロナ感染症の入院の確保として空床になった分の実績を申し上げます。

令和2年度が896床ありました。令和3年度が1,533床、令和4年度が1,573床、令和5年度については、6年1月末現在ですけれども153床ということで相当確保している病床が少なくなっていると。その分、通常の入院患者を入所させることができるということで、入院患者数が増えているところです。

○6番（立石幸徳） コロナのために、病床を抑えとった。それについては、何かの支援というか、あったんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほど、当局説明で申し上げましたとおり、病床確保の補助金ということで851万8,000円追加しておりますけれども、これは空床確保分の補助金として、県から補助金が交付されているものです。

○10番（平田るり子） 子供のこの病児保育っていうのは年間何名ぐらい今受入れがあり、利用がありますでしょうか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和5年度分の2月末現在ですけれども、316人今利用しております。

参考までに、令和３年度が年計で261人、令和４年度が264人、今年度が２月末現在で316人ということで利用していただいているところです。

○10番（平田るり子） これに関して、市から補助金などはあるか、教えてください。

○市立病院事務長（平塚孝三） この病児保育施設については、市からの補助金で病院の附帯事業として行っております。

○6番（立石幸徳） 9月議会で、いわゆる残業をしていたのに労働基準局が入って支給がなされていないのを勧告を受けてですよ、これは12月の期末手当と同時に対象の人に支給するようにならずと取り組んできたけど、対象者には全部その分はちゃんと支給は完全に終わったんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 12月の予算特別委員会で御説明したとおり、12月８日に一時金の支給日になっておりましたので、12月８日には対象者に全て口座に振り込んでおります。

○6番（立石幸徳） 気になるのは、現在の職員はすぐ対応できるでしょうけど、もう辞めた元職員、そういう方もおられるんじゃないかと思って、そういう方々にも全部支給をすべき方にはもうその分は終わったと、こういう確認でいいですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 退職者の対象者が6名おりましたけれども、6名の方に送金は完了しております。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後２時７分 休憩

午後２時15分 再開

△議案第8号 令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第8号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第8号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入について、令和5年4月の人事異動等に伴い、児童手当分の営業外収益、一般会計負担金を補正するものです。第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入を51万7,000円増額し、合計で4億3,156万9,000円にしようとするもので、当初予定額4億3,105万2,000円に対し0.12%の増となります。

なお、税抜の純利益は、220万6,000円で、当初予定額360万9,000円に対し140万3,000円の減で率にして38.88%の減となります。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

ありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議ありませんので、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 再開

△議案第9号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（眞茅弘美） 次に、議案第9号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第9号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、国庫補助事業に係る補助金が要望額4億0,309万円に対し、交付額が3億4,575万円、交付率で85.8%であったことから、交付を受けることができなかった事業量の減額、財源となる企業債及び国庫補助金の減額が主なものとなっています。

また、雨水管理総合計画事業費の確定や企業債利率見直しなどに伴い、収益的収入支出及び資本的収入支出をそれぞれ補正するものです。

第2条、業務の予定量の(4)主要な建設改良費のうち、管路建設改良事業費を5,832万1,000円減額し3,379万8,000円、処理場建設改良事業費を3,932万円減額し、6億2,465万円とするものです。

第3条、収益的収入及び支出のうち収入を1,365万2,000円減額し、合計で8億6,109万7,000円にしようとするもので、当初予定額8億7,474万9,000円に対し1.56%の減となります。

支出は1,116万6,000円減額し、合計で7億2,980万8,000円にしようとするもので、当初予定額7億3,940万2,000円に対し1.30%の減となります。

なお、税抜の純利益は1億0,277万2,000円で、当初予定額に対し36万6,000円増で、率にして0.36%の増となります。

2ページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出のうち収入を1億0,224万円減額し、合計で6億6,902万1,000円にしようとするもので、当初予定額7億7,126万1,000円に対し、13.26%の減となります。

支出は9,803万6,000円減額し、合計で9億5,329万円にしようとするもので、当初予定額10億5,132万6,000円に対し9.32%の減となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額2億8,426万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億6,756万9,000円、繰越利益剰余金処分額83万円、当年度利益剰余金処分額7,333万4,000円、減債積立金3,025万6,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,228万円で補填します。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 最初に説明があった、交付金を受け入れる予定の4億0,300万円ですか。

3億4,000万円ぐらいですか、6,000万円ちょっと交付金がある見通しがされなかったと。

私はここに5年度の当初予算を持っているんですが、それぞれ、管路建設改良、これ処理場建設改良ですね。もう少しどの部分っていうか工事の明細といえいいでしょうか。できない工事はどういうものになるのかそれぞれ明細を教えてください。

○水道課長（上園秀人） 令和5年の社会資本整備総合交付金については、管路建設改良分として、マンホール蓋の敷設替えが792万円、管渠更生・マンホール工事6,644万円、処理場建設改良として汚泥濃縮施設4億2,600万円、汚泥脱臭施設1億8,900万円、送風設備・受変電設備改築詳細設計3,932万円。雨水管理総合計画1,600万円で、総額で7億4,468万円の事業費で4億0,309万円の国費を要望しておりました。本市配分は、当初内示で3億3,825万円の83.9%となっておりました。その後補正が出ましたので、国にまた要望いたしまして、1,600万円を追加で要望しまして、750万円分のは認められましたけれども、最終的に3億4,575万円、85.8%分の交付金しかなかったということになります。

○6番（立石幸徳） 金額的な説明もなんですけど、どの事業が今度の補正でできなくなるっていうその部分を知りたいんですけどね。

○水道課長（上園秀人） できなかったものといいますか、できたものを申しますと、汚泥濃縮設備、汚泥脱臭設備の改築更新については、令和3年度からの継続事業でございましたので、当初はその部分ができた。あと、補正分で管路のマンホール、管渠更生分の補助750万円がついたということで3つしかできてないということになります。

○6番（立石幸徳） もちろんできた分は今教えていただきましたけど、予定したもので、できなかった工事・事業は何ですか。つまり、その交付金がなぜ予定していたのに取れなかったっていうか、その理由も併せて教えてください。

○水道課長（上園秀人） できなかった事業については、マンホール更生事業、マンホール蓋布設替、更生資材の価格調査の業務委託、送風設備受変電設備の設計ということになっております。

できなかったものですが、なぜできなかったかと申しますと、鹿児島県の配分では、鹿児島市や離島を除く11市町村で、10億1,260万円が国から交付をされているようです。そのうち33.4%が本市に交付されておりますけれども、これはもう令和3年から実施しています汚泥濃縮と脱臭設備の約束をされたものしか当初交付がなかったということでございます。

○6番（立石幸徳） 私、その辺をきちっと押さえてないんですけど、毎年度こういうふうに交付金が取れずに、できなかったという事業はこれまでも結構出てきましたか。

○水道課長（上園秀人） これまでも90%台とか、そういった交付の率等にもなっておりますので、100%できていたわけでありませぬけれども、今回補正をお願いしたのは、大きく減額となったものですから、これが収入側、あるいは一般会計の負担金の算出根拠であるとか、そういったものに影響するということで、補正で減額するということをお願いしているものでございます。

○6番（立石幸徳） ですから、これまでとすると非常に大きかったっていう、なぜこれまでと比べて大きく減ってきちゃうんですかね、そこは分らないんですか。

○水道課長（上園秀人） 先ほども答弁しましたけれども、鹿児島県のうちの33.4%の配分があったわけでもございまして、今は大きな事業でこの濃縮設備、脱臭設備が額面も大きいものですから、そのもので交付がなされなかったと。

県にも要望活動を行っておりますけれども、社会資本整備交付金等についても要望が県内各所からあると、老朽化に伴うものでしょうけれども。そういった中で、毎年2億円程度のものではないかという県からの指導といいますか、そういった県から市町村へ要望等もあるようでございます。

○6番（立石幸徳） 切られた事業の中で、汚泥濃縮あるいは汚泥脱臭、こういったものは今度の施政方針でも6年度末には完了っていうか、もうこれ当初予算に関係してきますけどね。ただ、今言われたような取れなかった事情を言うと、そういうものを今後は果たして間違いなく実行できるような気はしないんですけど、その辺についてはどうなんですかね。

例えば前々から言っている汚泥脱臭なんかもですよ、その交付金の関係っていうより、事業団のほうがいろんな発注はできているけど、その受注をする事業者というか引き受ける事業者がないんだっていう説明で、延びてきたわけでしょ。今度はもう交付金がつかないのだとあれこれ理由をつけて、どんどん伸びていくような気がするもんですから、前々から説明のあった手を挙げる事業者、これはもう間違いなく交付金のいかににかかわらず、間違いなく手を挙げてくれるところはありますか。

○水道課長（上園秀人） 昨年の9月議会の悪臭に関わる質問の中で私が答弁をしたものですが、この汚泥濃縮、脱臭施設の改築工事については事業団と協定を結んでおりまして、機械設備電気設備については、令和4年度内で事業者が決まっておりますけれども、この土木建築について決まらなかったということの答弁をしているところですが、これについては、令和6年1月に近隣の建設業者と相談をいたしまして、下水道事業団と協定を締結しておりますので、ここはもう契約を締結しておりますので、今は現場に入る前の準備段階ということです。現場は、5月ぐらいから入ってこれるのではないかと見ておりますので、全て発注をしたと。今年度の要望分で濃縮と脱臭設備の分は認められておりますので、これは、業者は決まりましたけれども、若干遅れますけれどもこれは完結できるものと見ていますところ。

○6番（立石幸徳） これずっと遅れているんでね。きちっと間違いのないようにということで聞くわけですけど、そして今1月に近隣の事業者と契約ができた。そうすると、年度内に今課長が言っている脱臭それから濃縮、工事自体は発注しても5年度内に着工といいたいでしょうか、そういう状況にはなっていると、そういう確認でいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 令和6年度には着工していくということになります。

このものについては当初建設業者との設計と見積りの段階の中で、事業が不足している部分がありまして新年度予算でも1億5,000万円ほど追加で計上しておりますので、令和6年度から令和7年度にかけて完結していくと見ていますところ。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査結果については、3月21日の本会議において報告することとなりますので、御承知をお願いします。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおりといたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

次の委員会は、来週の月曜日から各会計の令和6年度当初予算の審査に入ります。
本日は、これをもって散会いたします。

午後2時37分 散会